

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 港湾課

法令名	海 岸 法			法令番号	昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号			
手続名	海岸保全区域内施設等の新設等許可			根拠条項	法第 8 条第 1 項第 2 号			
審 査 基 準	次の場合に限り許可する。  1 海岸保全施設の維持管理及び構造等に支障を及ぼさないこと。 2 海岸保全施設の整備計画に支障を及ぼさないこと。 3 工作物を設置する場合、安全な構造であること。 4 その他、海岸の保全に著しい支障を及ぼさないこと。 5 他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。							
	受付 機関	各土木事務所	処理 機関	各土木事務所	交付 機関	各土木事務所	標準処理期間 30 日 標準経由期間 日	目次